

【公布された条例等のあらまし】

徳島県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十九号）

一 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。  
二 この規則は、令和二年六月一日（一部については、公布の日）から施行することとした。

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第六十号）

一 食品衛生法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

三 この規則は、令和二年六月一日から施行することとした。

徳島県会計規則の一部を改正する規則（規則第六十一号）

一 徳島県会計規則の規定により作成し、又は保存することとされている書類等について、電磁的記録の作成又は保存をもって当該書類等の作成又は保存に代えることができることとした。

二 徳島県会計規則による書類等の提出若しくは送付又は書類等による通知について、知事が別に定める電子情報処理組織を使用する方法によって行うことができることとした。

三 総合県民局出納室の解<sup>かい</sup>副出納員について、当該解<sup>かい</sup>の長が指定することとした。

四 徳島県立しらさぎ中学校を会計課の所管する二号解<sup>かい</sup>とすることとした。

五 この規則は、令和二年六月一日から施行することとした。ただし、三については、公布の日から施行することとした。